

番号	1
項目	特掃輪番労働者の就労日数を 13 日以上に増やしてください。日雇い雇用保険との併用で生活保護並みの収入を得られるようにし、野宿、シェルター生活から脱却できるようにしてください。
<p>(回答)</p> <p>特別清掃事業につきましては、福祉施策としての観点からも日雇労働の補完事業であると認識しています。</p> <p>55 歳以上のあいりん地域の日雇労働者の自立に向けた支援施策となるよう、賃金単価及び就労日数については引き続き、意見交換をさせていただきたいと考えております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	2
項目	<p>釜ヶ崎(あいりん地区)は他の町と違い、労働力を一か所にプールする目的で財界の要請に応え大阪市、大阪府、国が作り上げてきた街です。そこでこの街では労働と生活が一体となった形で存在してきた歴史があり、今もそうした形で存続しています。新労働施設に就労・福祉一体となるワンストップ相談窓口を創ってください。幾度となく繰り返し議論を重ねてきた労働施設検討会議・エリアマネジメント会議就労福祉部会での議論を尊重し、労働者団体、労働者支援団体、地域住人の意見を取り入れながら、大阪府と連携し、仕事が欲しい、働きたいと願う誰もが求職活動ができるような相談窓口・就労が安定するまでの福祉的支援を織り込みそれを支えてください。</p> <p>以上、これまでのように労働福祉センター任せにするのではなく、大阪市自らが国や大阪府、西成労働福祉センターとの連携を密にし、全国の手本となるべき労働・福祉センターを作ってください。</p> <p>① 失業し、釜ヶ崎へ仕事を求めてやってきた人たちが野宿をしたり、飢餓に陥り貧困ビジネスに取り込まれることなく安心して居所、職探しのできる相談窓口を創ってください(ワンストップ相談窓口)。</p> <p>② 窓口はただ相談場所を案内するだけの係ではなく、大阪府と連携して、相談者の抱える問題を解決できるような、居住から就労までを一か所で相談できるような機能と能力を持った専門のコーディネーターを置いて真にワンストップとなるようにしてください。</p>
	<p>(回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、新労働施設へのワンストップ相談窓口の設置に向けた議論が行われているところであり、西成区役所としては、大阪府、大阪労働局、大阪市福祉局などの関係組織と連携・協力しながら、意見の醸成および調整を図ってまいります。</li> <li>・また、ワンストップ相談窓口が様々な困りごとへの対応の入口として円滑に機能できるよう、窓口機能の充実および区役所機能との連携の在り方に関する議論に参画し、仕事探しに限らず、生活困窮等の複合的な課題を抱える方にも切れ目なく対応できるよう、ワンストップ相談窓口と関係機関によるネットワークを構築し、支援連携や支援情報の共有の仕組みについて検討してまいります。</li> <li>・結核対策業務、生活保護業務については、新労働施設の機能充実の観点から、結核健診機能及び生活保護相談(受付面接)機能の設置に向けて検討を進めてまいります。</li> </ul>
担当	<p>西成区役所 総務課 06-6659-9683</p> <p>総合企画課 06-6659-9684</p> <p>保健福祉課(生活支援) 06-6659-9872</p> <p>(福祉) 06-6659-9857</p> <p>(保健) 06-6659-9882</p>

番号	2-①
項目	<p>・失業し、釜ヶ崎へ仕事を求めてやってきた人たちが野宿をしたり、飢餓に陥り貧困ビジネスに取り込まれることなく安心して居所、職探しのできる相談窓口を創ってください(ワンストップ相談窓口)。</p>
<p>(回答)</p> <p>旧あいりん総合センター北側エリアで建設が予定されている福利・にぎわい施設等の検討については、今後も引き続き西成区を含めた関係機関と連携してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	2-③
項目	<p>困窮して窓口に来た相談者が当座の生活・求職活動資金(交通費、通信費など)を賄えるような超短期で簡単な仕事ができるような仕組みを創ってください。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の施策である自立支援センターにおいては、安定した住居のない方であって就労意欲のある方へ宿所・食事の提供を行い、生活相談、法律相談、住宅相談、職業相談などの個別の状況に応じたプログラムにより、就労自立に向けた支援を行っています。</p> <p>具体的には、施設内清掃を始めとする個人の状況に応じた仕事の提供や、協力雇用企業との連携による幅広い職種の求人の提示、採用面接用のスーツの貸与、支援終了後を見据えた貯金を実現するための支援、就職後の職場定着など、きめ細やかな支援を提供しているところです。</p> <p>なお、当座の生活・求職活動資金(交通費、通信費など)をお持ちでない方においては、当該施設内の清掃や協力雇用企業の敷地の除草作業等に從事してもらい日当をお支払いすることで当座の生活資金に充ててもらっています。</p> <p>また、旧あいりん総合センター北側エリアで建設が予定されている福利・にぎわい施設等の検討においては、今後も引き続き西成区を含めた関係機関と連携してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	2-④
項目	困窮者グループの回答では不十分なので、 <u>夜間、土日祝祭日など行政窓口が開いていない時間帯の対応策を立て、明らかにしてください。</u>
<p>(下線部について回答)</p> <p>行政窓口が閉まっている場合の対応策については、ホームレス状態で生活している方・住まいが不安定な状態にある方に対して重要な支援であることを認識しておりますが、一自治体の対応では、根本解決に至らない広域的、複合的な課題であることから、あいりん対策事業の予算確保に向け、国による積極的な関与のもと、十分な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	3
項目	地域内の B 型支援作業所の実態について教えてください。
<p>(回答)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づく指定就労継続支援 B 型事業所については、令和 8 年 4 月 1 日現在で 1,181 事業所となっております。そのうち、西成区内にある指定就労継続支援 B 型事業所は 145 事業所となっております。</p> <p>障害者総合支援法において、指定権限を有する一部の障がい福祉サービス等について、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画に定めるサービスの必要な量に既に達している、又は、計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときには、事業所等の指定をしないことができる」と規定されています。</p> <p>そのため、本市では、本市の障がい福祉計画において定める必要な見込量に対して、十分な供給量が確保されていることから、適切な量を維持し、サービスの質を確保することを目的として、就労継続支援 B 型に対する総量規制を実施しており、新規指定については令和 8 年 8 月 1 日以降、定員の増加は令和 8 年 7 月 1 日以降行わないこととしております。</p> <p>また、厚生労働省が定める「指定障害福祉サービス事業者等指導指針」において、指定就労継続支援 B 型事業所に対する運営指導は 3 年に 1 回以上の頻度で実施することとされております。</p> <p>本市では、引き続き当該指針に基づき適切に運営指導を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 障がい者施策部 運営指導課 06-6241-6527

番号	4
項目	シェルター利用者や、街なかでも 55 歳未満の若年層が増えてきて、B 型就労支援作業所の炊き出しなどに多数集まっているのが見受けられます。生活保護+B 型就労支援に取り込まれなくても済むような若年層への就労支援を創ってください。
<p>(回答)</p> <p>本市の施策である自立支援センターにおいては、安定した住居のない方であって就労意欲のある方へ宿所・食事の提供を行い、生活相談、法律相談、住宅相談、職業相談などの個別の状況に応じたプログラムにより、就労自立に向けた支援を行っています。</p> <p>特に 55 歳未満の若年層については、積極的に自立支援センターを利用していただけるよう、働きかけてまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 06-6208-7924

番号	5
項目	<p>この間生活保護費の切り下げが不当に行われてきたことに対し、国は最高裁判決を遵守しているように見受けられません。</p> <p>①大阪市は最高裁判決を遵守してください。</p> <p>②生活保護費を物価高騰に見合った額に増やしてください。</p>
	<p>(回答)</p> <p>①生活保護基準訴訟の最高裁判決を受け、国から、対応の方向性や基本的考え方、保護費の追加給付の支給事務等について通知されております。本市としては、これらの通知に基づき対応しているところです。</p> <p>②生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。なお、生活保護法の目的である最低限度の生活保障となるよう被保護者の実態に即した基準を定めるよう求めています。</p>
担当	福祉局 生活福祉部 保護課（保護グループ） 06-6208-8012